



広島県報

号 外
第 143 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
発行部 2,700円
購読料

目 次

公 告	1
一般競争入札	1
広島県知事 藤 田 雄 山	
広島県総務部	

告 白

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成18年10月6日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般18第48号

1 調達内容

(1) 調達件名

広島県総務事務集中化業務委託事業

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 予算上限額

360,526千円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の100の2に規定する総合部備一般競争入札の方式による。

(7) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる事項を総合審査した結果が、本契約の予定価格に対応させた基準に該当することとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当する事実の有無

(2) 営業年数

(3) 自己資本額（法人は直前決算時における資本額に準備金、積立金及び剰余金の処分額を加えた額とし、個人は元入金額とする。）

(4) 年間総売上高

(5) 流動資産

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び営業経歴・業務内容調書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 登記事項証明書

イ 審査基準日の属する事業年度の直前の年度の決算書

ウ 納税証明書（直前1年に納付すべき県税に滞納がない旨の証明書）

エ 印鑑証明書

オ 委任状（権限を支店長、営業所長などに委任する場合に限る。）

(2) 申請期間

平成18年10月6日（金）から平成18年10月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕

を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先
〒730 8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務部総務管理局行政管理室(広島県庁舎本館2階)
電話 (082) 513-2252 (ダイヤルイン)

4 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所

3(4)の場所

- (2) 入札説明書の交付期間及び入手方法

ア 交付期間
平成18年10月6日(金)から平成18年10月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

イ 入手方法

3(4)の場所で直接受け取る、又は郵送等によって請求すること。ただし、郵送等による請求の場合は、アの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成18年10月17日(火) 午後2時

イ 場所

広島県庁税務庁舎3階309会議室

- (4) 入札書及び提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成18年11月21日(火) 午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律[平成14

年法律第99号]第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものに限る。)とする。(提出期限内必着)

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成18年11月22日(水) 午後2時

イ 場所

広島県庁税務庁舎3階309会議室

- (6) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

- (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、この委託事業遂行に最適な法人を選定するための(8)提案審査で総得点の最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が120点を下回る場合は、落札者とならない。

- (8) 提案審査

提案審査は、入札書及び提案書の内容を合計600点(次により算出された技術点及び価格点)の範囲内で評価項目ごとに得点化して行う。
なお、評価に当たっては、学識経験者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

ア 技術点は、「提案書評価表(様式第3号)」に基づき、広島県総務事務集中化業務審査委員会が提案書を審査し、次により算出する。
なお、技術点の満点は、300点とする。

- (ア) 評価項目単位の採点

提案書の記載内容により0点から5点までの6段階評価とする。6段階の評価の目安は、次のとおりとし、果て想定している一般的な提案の評価は、3点とする。(目安)

非常に優れている。(5点)

優れている。(4点)

普通である。(3点)

劣っている。(2点)

評価に値しない。(1点)

記載がない。(0点)

- (イ) 評価項目単位の重み

重要度に応じて、1から3までの重みを各評価項目単元に設定する。

- (7) 評価項目点
評価項目単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。
- (7) 技術点
技術点は、評価項目点を集計した合計点とする。
- 1 価格点は、次に掲げる式により算出する（価格点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。）。
- 価格点 = $300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている書類等を平成18年10月27日（金）午後5時まで（3(4)に示す場所に提出しなければならない。提出された書類等を審査の結果、当該案件を履行することができる）と認められる者に限り入札の対象とする。なお、提出した書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札及びその他広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 問い合わせ先
〒730 8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務部総務管理局行政管理室
電話 (082) 513 - 2252 (ダイヤルイン)
- 7 Summary
(1) Nature of the Services to be required

- Development of an integrated office management System for Hiroshima Prefectural Government
- (2) Time-limit for tender
5:00 p.m. 21 November 2006
- (3) Fulfillment period
From the day of commencement through 31 March 2012
- (4) Fulfillment Place
Specified in the bid explanation form
- (5) Contact point for the notice
Office For Administrative Management, General Administration Bureau,
General Affairs Department, Hiroshima Prefectural Government
10 - 52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082 - 513 - 2252 (direct dialing)

様式第1号

受付番号

競争入札参加資格審査申請書

広島県知事様
 平成 年 月 日

申請者 千 住 所
 〒 番 号 又 は 名 称
 代 表 者 氏 名
 TEL () 印

広島県総務事務集中化業務委託事業の競争入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約
 します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号

営業経歴・業務内容調査書

平成 年 月 日現在

商号又は名称		営業年数	年 月 日
代表者氏名		創業設立	年 月 日
所在地	〒	現組織への変更年月日	年 月 日
本社・本店	〒	TEL ()	
県内の主たる事業所	〒	TEL ()	
自己資本額	区分	直前決算時	剰余(決算)金処分
払込資本金	千円		千円
準備金			千円
積立金			
次期繰越(欠損)金			
計			
年間総売上高	営業年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	千円
売上高			千円
流動資産	$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 = \frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 = () \%$		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号
提案書評価表

大項目	中項目	番号	小項目 (評価項目)	重み	上限配点	
基本事項	基本的な考え方	1	本システムの開発に当たつての基本的な考えを記載すること。また、開発、運営を行うに当たつて発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。	3	15	
			1	開発時の物理的・技術的セキュリティ、人的セキュリティなどトータルのセキュリティを記載すること。	1	5
				運用時の物理的・技術的セキュリティ、人的セキュリティなどトータルのセキュリティを記載すること。	1	5
			1	情報セキュリティマネジメントの内容、特に個人情報保護対策を具体的に記載すること。	1	5
				機器の障害などによるシステムダウンがないような仕組みや対策を具体的に記載すること。	1	5
			1	手続を新規に追加する場合や既存の電子化手続の変更に対応するために、データベースやプログラム等において、どのような工夫 (対策) を行っているか記載すること。	3	15
				組織改編及び人事異動に伴う設定変更作業などに必要な作業を記載すること。	1	5
			1	県立学校及び警察本部への拡張方法について具体的に記載すること。	2	10
				2	システム要件	12
			システム要件	ハードウェア構成	2	全体概要、ハードウェア構成、ハードウェア要件を記載すること。特に、本システムが良好なレスポンスを保つための工夫について記載すること。
ソフトウェア構成	2	5				
他の業務システムとの連携の考え方や手法を記載すること。また、他の業務システム構築事業者に必要な協力、接続システムについて記載すること。	2	3				

機能要件	電子決裁基盤	3	1	電子決裁基盤の具体的な実現方法を記載すること。	1	5		
				3	2	人事関連機能の具体的な実現方法を記載すること。	1	5
						サービス関連機能の具体的な実現方法を記載すること。	3	15
				3	4	給与関連機能の具体的な実現方法を記載すること。	3	15
						福利厚生関連機能の具体的な実現方法を記載すること。	1	5
				3	6	その他機能の具体的な実現方法を記載すること。	1	5
						3	7	職員の具体的な実現方法を記載すること。また、利用者の利便性の向上にどのように寄与するかを記載すること。
				3	8			職員の具体的な実現方法を記載すること。
						3	9	FAQ機能の具体的な実現方法を記載すること。
				3	10			コールセンター支援機能の具体的な実現方法を記載すること。
機能要件	電子決裁基盤	3	2			他の業務システムと連携する場合、本システムの改修経費を最小限とするための工夫を記載すること。	1	5
				2	5	職員が事前に行わなければならない作業 (パスワードや設定等) が発生する場合、職員負担の軽減を図るための方法を具体的に記載すること。	1	5
						地方機関等における低速回線における利用を想定し、快適な利用を確保できるような仕組みや対策について記載すること。	1	5
				2	7	職員がシステムを利用する上での適切なユーザインタフェースの考え方を記載すること。	3	15
						職員の利便性向上を実現するための継続的な改善についての仕組みや対策を記載すること。	2	10
				2	9	その他追加提案があれば、具体的に有益な提案を記載すること。	1	5
						3	機能要件	20

公安委員会公告

その他	3	11	コーセルセンサーの円滑な運営のために有効とされる機能等その他の追加提案があれば、具体的に有益な提案を記載すること。	1	5
-----	---	----	---	---	---

4	運用保守、監視等要件		9	45
---	------------	--	---	----

運用保守 監視等 要件	システム運用要件	4	1	運用管理（バックアップの方法や過去データの保管方法なども含む）の考え方、総合運用管理受託者との連携の考え方などを記載すること。	2	10
		4	2	監視の考え方、障害発生時の対応などを記載すること。	1	5
システム保守要件	システム保守要件	4	3	システム保守の考え方、障害等への対応、を制度改正等に対応した改修への対応などを記載すること。	1	5
		4	4	研修スケジュール、研修内容及び研修体制について具体的に記載すること。	1	5

サービス 品質保証 制度 (SLA)	SLA	4	4	SLAに記載されている設定値等を満たすための運用体制などを記載すること。またSLAを評価するための具体的な方法を記載すること。	3	15
		4	5	その他追加提案があれば、具体的に有益な提案を記載すること。	1	5

5	プロジェクトの体制及びスケジュール		6	30
---	-------------------	--	---	----

プロジェクト管理	プロジェクト管理	5	1	委託事業者側の体制（役割分担と主な担当）、主担当者の氏名及びスキル（経験、取得資格等）について、具体的に記載すること。特に、総括業務責任者は詳しく記載すること。	1	5
		5	2	サービス提供開始までのスケジュール管理、コスト管理及び品質管理などのプロジェクト管理手法を具体的に記載すること。	3	15
		5	3	短期間で構築するための工夫等を記載すること。	1	5
5	4	その他追加提案があれば、具体的に有益な提案を記載すること。	1	5		
計				60	300	

広島県公安委員会公告第99号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定によって、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

平成18年10月6日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1	講習期日		
回	項 目	期 日	時 間
		講 習	講習各日 午前8時30分から午前9時まで 午前9時から午後5時まで 午後5時から午後5時15分まで
第2回	講 習	平成18年12月5日及び6日	講習各日 午後1時から午後1時30分まで 午後1時30分から午後1時40分まで 午後1時40分から午後2時40分まで
第3回	講 習	平成19年11月9日及び10日	講習各日 午後1時から午後1時30分まで 午後1時30分から午後1時40分まで 午後1時40分から午後2時40分まで
	修了考査	平成19年1月18日	修了考査各日 午後1時から午後1時30分まで 午後1時30分から午後1時40分まで 午後1時40分から午後2時40分まで

注 受講人員の状況により、希望日以外の講習日を指定する場合があります。

- 講習場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター 5階講堂
- 講習内容
講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間（修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）
持参物
- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した後、広島県警察本部から講習期日を指定したものを送付する。）
(2) 筆記用具
(3) 印鑑（修了考査日のみ）
- 受講手続
(1) 受講申込書の受付期間等
(ア) 第2回

平成18年11月1日(水)から平成18年11月24日(金)まで

(4) 第3回

平成18年11月1日(水)から平成18年12月15日(金)まで

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する
休日を除く午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受講申込書の請求

ア 配布場所

(ア) 広島市中区基町1番4号 別館基町庁舎南館1階
広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室

(イ) 広島県内の警察署の交通(第一)課又は地域交通課

イ インターネットによる場合

広島県警察ホームページに掲載中の「放置車両の確認事務の民間委託」から印刷す
ること。

(3) 受講申込書の提出先等

ア 提出先

上記②のアの(ア)又は(イ)の場合。ただし、警察署での混雑が予想されるため、広島市
内在住の者は、できる限り同(ア)の場所へ提出すること。

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、法人がまとめて提出する場合は、受講希望者か
らの委任状(連名も可。様式は問わない。)を添えて提出すること。

(4) 提出書類

駐車監視員資格者講習受講申込書(正本 [広島県収入証紙並びに裏面に氏名及び撮影
年月日を記載した写真をちよう付したもの] 及び副本)

(5) 受講手数料

19,000円

この手数料は、19,000円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定の欄にちよ
う付して納めること。

この広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 問い合わせ先

広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室
電話 (082) 228 - 0110 内線705 - 412・413